平成25年10月９日

各 位

会 社 名　株式会社フォンツ・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　小野間　史敏
（ＪＡＳＤＡＱコード：3350）
問合せ先　ＩＲ/広報担当　　丹藤　昌彦
（050－5835-0966）

第２回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり当社以外の全株主を対象とした、第２回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本新株予約権無償割当て」といい、これにより割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリングとは、新株予約権を、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。本件では、株主の皆様に割り当てられた新株予約権自体が株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場される予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。

一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却のいずれも行うことができなくなります。従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、②本新株予約権を売却して売却代金を得るか、の何れかを選択していただきたいと考えております。

また、株主の皆様におかれましては、本書及び本日別途公表させていただきます「第２回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」をご参照いただき、本新株予約権無償割当ての内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本新株予約権によって調達した資金については、ホテル物件等の購入資金に当てる予定です。

記

1．本新株予約権無償割当ての概要

（１）総株主通知請求日、株主確定日及び割当日

総株主通知請求日　　平成25年10月９日（水）

株主確定日　　平成25年10月21日（月）

※当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除く。）に対して、その有する当社普通株式１株につき１個の割合で株式会社フォンツ・ホールディングス第２回新株予約権を会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

（２）新株予約権の上場予定日及び上場廃止予定日

本新株予約権の上場予定日　　平成25年10月22日（火）

本新株予約権の上場廃止予定日　平成25年12月16日（月）

（３）発行新株予約権総数

交付する本新株予約権の総数　55,008,251個

（そのうち、新たに発行する本新株予約権の総数55,008,251個）

（４）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類　当社普通株式

本新株予約権の目的となる株式の総数　55,008,251株

※株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式数（50,100株）を控除した数であり、本新株予約権１個あたり、その行使により当社普通株式１株が発行されます。

（５）割当てを受ける株主の有する株式の種類

当社普通株式

（６）新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額及び目的となる株式の数

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額　　40円

本新株予約権の目的となる株式の数　本新株予約権１個あたり当社普通株式１株

（７）会社法に基づいて定める新株予約権を行使することができる期間

平成25年11月28日（木）から平成25年12月20日（金）

※　会社法に基づいて定める本新株予約権の行使期間は、上記のとおり平成 25 年 11 月 28 日（木）から平成 25 年 12 月 20 日（金）までですが、本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生するため、本新株予約権を行使するためには、平成 25 年 12 月 20 日（金）までに、行使請求受付場所において、本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が受理されているとともに、払込金の払込みが確認されていることが必要となります。

口座管理機関（機構加入者）における振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準的な処理日程として、本新株予約権者がその口座管理機関（機構加入者）に対し、本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った日の翌営業日に、本新株予約権行使請求の発行者（行使請求受付場所）に対する取次が行われることが想定されております（当該処理日程については、振替機関が公表している株式等振替制度に係る業務処理要領に振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程として記載されております。）。当該処理日程によれば、本新株予約権の行使期間の満了日当日に本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いを行った場合には、本新株予約権の行使請求期間内に本新株予約権の行使請求取次に必要な事項の通知が発行者（行使請求受付場所）に到着せず、本新株予約権の行使請求の効力が生じない可能性があります。そのため、本新株予約権者が本新株予約権の行使期間内に確実に本新株予約権の行使を行うためには、遅くとも、平成 25 年 12 月 19 日（木）の営業時間中に、口座管理機関（機構加入者）に対する本新株予約権の行使請求の申出及び払込金の支払いに係る手続について、口座管理機関（機構加入者）が完了していることが必要となります。但し、本新株予約権者からの行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため（なお、機構加入者でない口座管理機関が行使請求を受付ける場合には、口座管理機関（機構加入者）に委託して、新株予約権行使請求の取次が行われるため、口座管理機関（機構加入者）が直接行使請求を受付ける場合に比し、手続に時間を要する可能性があります。）、必ず各本新株予約権者自身で、各口座管理機関に確認する必要があります。

（８）新株予約権の行使条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

（９）新株予約権の取得条項

本新株予約権には取得条項は付されておりません。

(10) 新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同じ。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。

②直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。

(11) その他投資判断上重要又は必要な事項

①新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の承認を要しません（会社法第236条第１項第６号に掲げる事項に該当しません。）。

②外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。）の７営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。

③その他

1)当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします（自己株式による交付は予定しておりません。）。

2)本書、及び平成25年10月９日付で関東財務局長宛に提出された有価証券届出書（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）を熟読されたうえで、株主様又は投資家様自らの責任においてご判断ください（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。

3)上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

※各株主様又は投資家様における本新株予約権に関する手続の詳細につきましては、本日別途公表させていただきます「第２回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）に関するご説明（Q&A）」をご参照下さい。

２．本新株予約権無償割当ての理由

（１）本新株予約権無償割当ての目的

(i)Red Planet Holdings Pte Ltd との事業の開始

当社グループは、インディーズ音楽分野における CD のディストリビューション事業を主たる事業とし、音楽配信、実売データの提供・販売、CD の企画・制作及び販売、並びにそのアーティストに関するイベント企画、セミナー等の企画運営等のソリューション事業を行っております。しかしながら、ここ数年の音楽市場においては、特定のアーティスト以外の音楽 CD の売れ行きは決して楽観出来るものでなく、ディストリビューション事業においてビジネスモデルの変革・深化が必要となっております。そして、平成 24 年 10 月 18 日、当社グループは「新中期経営計画 QOL2015」を策定し、これを基礎として、既存事業の深化、新しい需要の創造を狙い、新たな事業領域へのチャレンジを開始しております。

具体的には、平成25年４月８日付「業務提携に関する基本合意書締結のお知らせ」で公表したとおり、平成25年４月８日において当社株式を9,170,000株（総議決権に対する割合33.05％）保有していたRPH社及びその親会社であるRed Planet Hotels Limited並びにRPH社が所属するRed Planetグループが東南アジアエリアで運営・展開している事業の内容は当社グループの目指している新たな事業領域と方向性を同じくすることなどから、当社は、RPH社と業務提携を行い、新たな事業への取組みを開始することとなりました。当社及びRPH社は、基本合意書において、以下に掲げる事業を行うことを業務提携の基本的内容とすることについて合意しました。

①リミテッドサービスホテル（注）の運営事業

当社は、RPH 社を通じて、RPH 社及び Red Planet Hotels Limited が東南アジアエリアで展開しているリミテッドサービスホテルの運営に係るノウハウの提供を受けることによって、日本国内におけるリミテッドサービスホテルの運営事業を実施する。

（注）ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつホテルをフルサービスホテルといい、これと比較して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルのことをいいます。

②E コマース事業

当社は、RPH社が所属するRed Planetグループの一員であるIQdeal社が東南アジアエリアで　展開しているEコマースを通じたオンラインによる小売事業について、①当社又はその子会社がサポートするアーティストのグッズ等、②アパレル商品及び③生活雑貨等の商品を供給する。

(ii)　沖縄におけるホテル事業の開始等と第１回ライツ・オファリング

上記(i)のとおり、当社はRPH社と業務提携を行い、新たな事業としてホテル事業を開始することといたしました。

まず、当社は、リミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとなりました。リミテッドサービスホテルとは、ホテルに求められる全てのサービス・機能をもつフルサービスホテルに対して、ビジネスホテル等、ホテルに求められるサービス・機能を限定することによりコストを抑え安価な宿泊料金を提供するホテルをいいます。RPH社及びその親会社でホテル運営を行っているRed Planet Hotels Limitedは、格安運賃で航空券を提供するLCC（ローコストキャリア：サービスを限定することで格安な運賃で航空券を提供する航空会社）に一部出資を行い、そのノウハウを導入して主にタイ、ベトナム、インドネシア、フィリピン等の東南アジアエリアで“Tune（チューン）”ブランドの名称でリミテッドサービスホテルを運営し、急速に成長を遂げています。そこで、当社は、RPH社との業務提携を通じてリミテッドサービスホテルの運営事業を日本で展開することとしております。

また、RPH社は、その親会社であるRed Planet Hotels Limitedとともに、主に東南アジアを中心として、一般消費者向けにピザの宅配やコーヒーショップのチェーン店等の飲食業、上記したTune Hotelブランドにより運営中の宿泊業、35万人強の会員を擁するIQdeal社（http://iqdeals.com/th/homepage）によるEコマースを通じてコスメティックグッズ・アクセサリー・ファッションアパレル等のオンラインによる小売等を行っているRed Planetグループの一員であり、当社は業務提携を通じて、その実績とノウハウを今回の連携に活かしていく予定です。

具体的には、当社は、IQdeal社が東南アジアエリアで展開しているEコマース事業に対して、所謂、“クール・ジャパン”関連の商品（①当社グループがサポートするアーティストのグッズ等、②新興アパレル商品、③生活雑貨等）を供給するといった新たな事業展開について取組んでいくとともに、日本市場のニッチマーケットにおけるディストリビューション事業での強みを活かし、自らの東南アジア事業を強化する予定です。さらに、当社は、RPH社が東南アジアエリアで実績をあげている各種事業を日本においても広げていきたいと考えております。

そこで、当社は、平成25年４月12日開催の取締役会において、沖縄におけるホテル事業の開始等の資金調達を行うべく、当社以外の全株主に新株予約権を割り当てるライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）（以下「第１回ライツ・オファリング」といいます。）を行うことを決議し、同年７月２日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）による新株予約権の権利行使状況（結果）に関するお知らせ」のとおり、新株予約権の発行総数に対する権利行使割合は98.3%、新株予約権の行使による払込総額は681,723,775円となりました。

第１回ライツ・オファリングにより調達した資金につきましては、平成25年４月８日付「新たな事業の開始及び信託受益権（固定資産）の取得に関するお知らせ」及び同月12日付の「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型／上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」のとおり、当社ホテル事業における第１号案件でもあります沖縄所在のホテルの購入資金及び改装費並びにホテル事業に対する一般管理費に充当し、「チューンホテル那覇　沖縄」として、平成25年８月12日に開業しております。

なお、平成25年10月９日における、第１回ライツ・オファリングの資金使途、支出予定時期、充当状況は、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期	本日現在の充当状況
①当社による合同会社(SPC)に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取（これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金（沖縄県）、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当する。）	603,782,500円 （注）１．	平成25年６月 ～９月	594,000,000円
②Eコマース　開発費用 （音楽ダウンロードサイト開発費用）（注）２．、３．	10,000,000円 （注）１．	平成25年７月 ～12月	０円
③商品仕入買付け資金及び運転資金 （IQdeal社のサイトで販売する“クール・ジャパン”関連のコスメティックグッズやアクセサリーに係る当社の買付け資金等）（注）３．	20,000,000円 （注）１．	平成25年７月 ～12月	０円
④Eコマース事業等の新規事業に伴う一般管理費（注）３．	20,000,000円 （注）１．	平成25年７月 ～12月	０円

（注）１．平成25年４月12日付「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」に記載しております、行使比率が100％の場合の当初の金額です。

２．②Eコマース開発費用の支出予定時期は、平成25年９月末までを予定しておりましたが、システム開発の遅れにより、現時点では、平成25年12月末までに充

当予定に変更いたしました。

３．上記②E コマース開発費用、③商品仕入買付け資金及び運転資金、④E コマース事業等の新規事業に伴う一般管理費の金額につきましては、現時点においては未充当となっておりますが、第１回ライツ・オファリングによる差引手取金の未充当額 48,015,599 円（差引手取金額の総額 642,015,599 円から上記①の充当額 594,000,000 円を控除した額）を、今後、順次充当する予定です。

(iii)RPH 社との提携強化とホテル事業の更なる推進

当社は、RPH 社と連携を強化するため、Red Planet グループ社に対して当社への役員の派遣を要請した結果、取締役２名、監査役１名の推薦があり、平成 25 年４月 24 日開催の臨時株主総会の承認を経て、同日、RPH 社の完全親会社である Red Planet Hotels Limited の会長である Simon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）及び取締役 CEO である Timothy Hansing（ティモシー・ハンシング）が、当社取締役に、Red Planet Hotels Limited の CFO が Ewan Patrick（ユーアン・パトリック）が当社社外監査役に、それぞれ就任しております。また、業務提携の基本契約合意をしております RPH 社の「Tune（チューン)」ブランドの名称でリミテッドホテルサービスを運営する Red Planet グループのノウハウを活かした事業拡大を図り、役割を明確にするため、ホテル運営等を行っている当社連結子会社の商号を、平成 25 年８月 12 日、「株式会社フォンツ・コアファンクション」から「株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン」に変更しました。

そして、平成 25 年 10 月 9 日付公表しました「(追加・修正) 新中期経営計画「中期経営計画 QOL2016(Quality of Life/Living)」策定に関するお知らせ」のとおり、当社グループのリミテッドサービスホテル事業は、①基本的には当社グループにおいて収益を取り込むべく当社がホテル物件を所有する合同会社に 100%出資し運営すること、②政令指定都市を中心に 3 年間で 8 棟から 10 棟のホテルを所有する・運営する体制にすること（2014 年 9 月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして 5 棟のホテルの取得・運営を目指し、2015 年 9 月期までに 8 棟から 10 棟の所有・運営を目標とすること。)、及び③取得の対象となるホテルは、基本は既存のホテルをメインターゲットとし、リノベーション（改修工事）のみで早期に収益化を図ること（但し、適当な既存物件がない場合で、より重要と思われるロケーションにおいては土地の取得・新規にホテルを開発することも選択肢とする。）を企図することの 3 つを戦略としております。かかる戦略を実施し、5 棟のホテルから収益が期待できる 2015 年 9 月期には当社連結子会社であるホテル運営会社の株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン単体での黒字化を目指し、翌 2016 年 9 月期には当社グループの収益に貢献できる体制を目指すことを目標とします。

上記戦略①に沿って、当該ホテルを所有する当社連結子会社であるチューン那覇匿

名組合に対する出資比率を 100％とします（本日現在、匿名組合出資額の総額は761,000,000 円。出資の内訳は、当社は 594,000,000 円（出資割合 78.1％）、RPH 社は167,000,000 円（出資割合 21.9％））また、上記戦略②に沿って、沖縄のホテルに続く２棟目となる浅草へのホテルの開業、国内政令都市を中心とした場所にリミテッドサービスホテルの進出（上記戦略①のとおり、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に 100%出資し運営する方針です。）、これらに伴うホテル運営会社の規模の拡大を考えており、このように更なるホテル事業への取組みを強化していく予定です。

ホテル事業は装置産業であり、長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入でまかなえるものの、一部は自己資本でまかなうことが望ましく、本新株予約権無償割当てにより自己資本を充実させることで、金融機関からの借入れのみに依存することなく、上記のとおり、ホテル事業拡大を図ることが可能となると考え、当社は、本日開催の取締役会において、当社以外の全株主を対象とした、第２回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）を行うことを決議いたしました。

なお、第２回ライツ・オファリングによる調達資金は、当社グループの行うディストリビューション事業（当社連結子会社のダイキサウンド株式会社が中心に行う音楽流通事業）には充当する予定はありませんが、平成 25 年 10 月 9 日付公表しました「(追加・修正) 新中期経営計画「中期経営計画 QOL2016(Quality of Life/Living)」策定に関するお知らせ」のとおり、当該事業は現在までの事業の合理化・効率化により、既存のコンパクト・ディスク(CD)流通業務で事業継続が可能な事業体へと収益構造の改善が進んでいることから、①今後とも合理化・効率化を進め売上規模を可能な限り維持していくこと、②デジタル配信については独自の付加価値を付与できる新たなビジネスモデルの開発を急ぐこと、③上記①及び②と有機的に収益を得ることのできるビジネスモデルの確立を行うこと、④海外マーケットへの進出に関しては RPH 社のネットワーク等を活用して参入を試みるといった 4 つの戦略を実行し、売上を維持しつつデジタル配信等の新たなビジネスモデルによる利益率の向上を目指すことを目標としております。

（２）調達する資金の額及び資金の使途等

①調達する資金の額（差引手取概算額）

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,200,330,040	35,670,000	2,164,660,040

（注）１．上記払込金額の総額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年10月９日現在の当社発行済株式総数（自己株式の数を除きます。）を基準として算出した見込額であります。

２．発行諸費用は、業務委託報酬（証券会社に対するファイナンシャル・アドバイザ

リー報酬）3,000,000円、その他諸費用32,670,000円（弁護士費用5,200,000円、登記費用7,700,000円、各口座管理機関への事務委託手数料等19,770,000円）からなります。

３．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

４．本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

②調達資金の使途

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。行使比率が100%に満たない場合には、平成25年９月25日付で開発業者と不動産売買協定書の締結を行っている東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る費用（下記①）、浅草のホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用（下記③及び④）に優先的に充当し、残余がある場合には、その時点における政令指定都市等におけるホテルに係る建物及び敷地の取得に関する進捗状況を踏まえ、これに関する費用（下記②）、当該ホテルの開業に伴う支出が見込まれる費用の残部（下記③及び④）とチューン那覇匿名組合への追加出資（下記⑤）との充当額、支出予定時期及び充当の優先順位を検討することとなります。これについては、本新株予約権無償割当ての行使結果を開示する際に行使比率の結果を踏まえてお知らせいたします。

	使途の内容	金額（円）	支出予定時期
①	東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びに当該ホテルに関する一般管理費等（注）１．	1,150,000,000円	平成25年12月 ～平成27年６月
②	東京（上記①の浅草の物件以外の物件。）、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等のホテルに係る建物及びその敷地の取得費用の一部並びにこれらホテルに関する一般管理費等（注）２．	583,330,040円	平成25年12月 ～平成26年６月
③	ホテル運営等を行っている当社連結子会社である株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパンに対する出資又は貸付による資金供与（上記①及び②に伴い、各ホテルの開業により従業員の雇用等に係る人件費や一般管理費の増加が見込まれることから、これらに充当すべく行う資金供与であります。）	200,000,000円	平成25年12月 ～26年９月
④	上記①から③に伴い、当社としてもホテルに係	64,330,000円	平成25年12月

	る建物及び敷地の取得に際してデューディリジェンス等の費用を当社が手元資金により支出することが見込まれるところ、かかる支出により不足することが見込まれる当社運転資金		～26年９月
⑤	当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合への追加出資（注）３．	167,000,000円	平成26年１月中

（注）

１．当社子会社となる合同会社(SPC)が、東京都台東区浅草に開業する予定のホテルに係る土地及び建物を取得する予定です。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。

当社は、東京都台東区浅草に新たに開業する予定のホテルに係る建物及びその敷地（詳細は以下のとおり。）について、開発者である不動産会社と平成25年９月25日不動産売買協定書を締結しております。

（物件の詳細）

所在地：東京都台東区浅草１丁目

資産の概要：取得する土地面積約130坪

土地及び建物の取得費用：

総額約2,011,280,050円（消費税を含む。）

内訳：土地代金、既存建物解体費、仲介手数料、登録免許税、諸費用等で約841,096,000円

建築費及び設計費等で約1,114,461,000円

上記の土地及び建物の取得費用の総額約2,011,280,050円につきまして、既存建物の解体・新規建物の建築等の工事の状況に応じ、平成26年２月下旬、平成26年８月上旬に一部の代金支払いを行い、平成27年５月末に土地及び建物の引渡し時に残金の支払いを行い、平成27年６月下旬にホテル開業を予定しております。総額約2,011,280,050円のうち、本新株予約権無償割当てによる調達資金から1,150,000,000円（本新株予約権の行使比率が100％の場合の金額）を充当し、残余については金融機関からの借入金により調達する予定です。

２．当社子会社となる合同会社(SPC)が、政令指定都市等に開業を計画しているホテルに係る土地又は建物を取得することを想定しています。当社は、当該SPCに対し、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を匿名組合出資し、当該SPCは、上記資金使途に充当することとなります。上記（１）(iii)「RPH社との提携強化とホテル事業の更なる推進」に記載しておりますとおり、政令指定

都市を中心に3年間で8棟から10棟をホテルを所有する・運営する体制にすること（2014年9月期まで東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市をメインのターゲットとして5棟のホテルの取得・運営を目指し、2015年9月期までに8棟から10棟の所有・運営を目標とすること。）を戦略としております。上記（注）１．の浅草を除き、現在検討しているホテルに関しては、一棟当たり総額で約1,000,000,000円（土地のみの場合は別途要検討）をメドに検討しており、ホテル開発に必要な支出（土地仕入資金、建物工事代金、一般管理費等）について、機動的かつ戦略的な対応が可能な事業資金を確保することで、更なるホテル事業展開の加速を図ることが出来ると考えております。その為、現在検討している物件の総額が5棟で約5,000,000,000円で、半分の2,500,000,000円を銀行からの借入とし、残り2,500,000,000円は匿名組合を組成し、匿名組合出資により物件を取得していく予定であります。（上記の使途の内容の②の58,330,040円により、当社は匿名組合出資をする予定です。）かかる匿名組合への出資については、上記(iii)「RPH社との提携強化とホテル事業の更なる推進」に記載しておりますとおり、基本的には当社がホテル物件を所有する合同会社に100%出資し運営することを方針としておりますが、物件の取得に係る決済時期とその時点における当社グループの資金の状況に応じてRPH社から適切な方法により資金的な支援を得る場合もありえます。

３．本日現在、チューン那覇匿名組合への出資額の総額は761,000,000円（出資の内訳は、当社は594,000,000円（出資割合78.1%）、RPH社は167,000,000円（出資割合21.9%））となっていますが、当社による追加出資とRPH社の持分償還の結果、当社による出資割合が100%となります。具体的な方法は、当社が本新株予約権無償割当てにより調達した資金で当該匿名組合に追加出資を行い、かかる追加出資と同額のRPH社による出資額が、同社に償還されることとなります。

（３）他の資金調達方法との比較及び本新株予約権無償割当てを選択した理由

当社は、本新株予約権無償割当ての決定に際し、下記のとおり、本新株予約権無償割当てと他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本新株予約権無償割当ては、当社株式の取引状況・既存株主に対する希薄化の影響に配慮しつつ、ホテル事業に係る資金調達を行い財務基盤を安定させることとなる方法であること、そのことは企業価値の向上に資するとともに、不利益とはならないことから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

① 立ち上げたばかりのホテル事業に係る資金の調達について、金融機関や株主からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性がある。

② 公募増資は、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受

ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手法としてとり得ない。

③ コミットメント型のライツ・オファリングは、上記②の公募増資と同様に、当社の株価変動率や株式流動性等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考え難く、現時点においては資金調達手段としてとり得ない。

④ 第三者割当増資と比較すると、第三者割当増資は既存株主に対する希薄化の影響が大きくなることが懸念される一方、全ての株主（当社を除く。）に対して本新株予約権を割り当てる方式である本新株予約権無償割当ては、新株予約権の割り当て時点においては希薄化の影響を既存株主に対して与えることなく、また、本新株予約権無償割当ては新株予約権を上場させるものであるために新株予約権を市場で売却する機会が存在し、結果的には新株予約権を行使しない既存株主に希薄化に伴う影響を回避する選択肢を提供した上で、資金調達ができる。

⑤ 新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資と比較すると、非上場型の株主割当の場合、株主が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使しない既存株主が希薄化に伴う影響を回避する選択肢が限定的となる一方、本新株予約権無償割当てでは、既存株主が新株予約権を売却する機会が与えられる。

⑥ 下記「５．（１）」のとおり、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、RPH社は、当社との連携を深めるため、割り当てられた本新株予約権の行使に加えて、市場内で本新株予約権を取得して行使することにより、当社の親会社となる意向も有しているとのことである。仮に、RPH社が親会社となった場合には、RPH社は、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなるが、RPH社の当社の経営方針に関する考え方やRPH社の利害が、当社の他の株主と常に一致するとの保証はなく、RPH社の当社の経営方針に関する考え方並びにRPH社による当社株主としての議決権行使及び保有する当社普通株式の処分の状況等により、当社グループの事業運営及び当社普通株式の需給関係等に悪影響を及ぼす可能性がある。このような可能性は否定できないものの、当社は、平成25年10月9日現在当社の総議決権に対する議決権割合34.98%（19,240,000株）を所有しているRPH社と業務提携を合意した上で、上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、リミテッドサービスホテルの運営事業やEコマース事業を行うべく共同して事業を行っており、さらにRPH社から役員派遣を受け、財務上の支援を受けるなど、強い提携関係にあり、RPH社は緊密な情報共有を行っている。かかる状況に鑑みると、当社としては、本新株予約権無償割当ての実施の結果として、RPH社が親会社になったとしても、ホテル事業の業務提携の効果が促進されるものと期待できる。

以上のことから、当社といたしましては、株主の皆様に対する上場型新株予約権の無

償割当てという資金調達方法が、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本新株予約権無償割当ては行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものとなっております。この点、株主の皆様におきましては、ご注意いただきたいと存じ上げます。

３．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権無償割当てにより調達した資金につきましては、上記の「２．（２）」に記載した資金使途を予定しており、収益力の安定化を図り、今後の成長基盤を確立することによって中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としていることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。従いまして、本新株予約権無償割当ては株主の皆様の利益に資するものと考えております。

４．発行条件の合理性（権利行使価額及びその算定根拠）

本新株予約権１個の行使により発行される株式数及び１個あたりの行使価額につきましては、まず、ホテル事業に係る事業計画と必要資金及び本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額を勘案しました。具体的には、当社は、第１回のライツ・オファリングにより681,723,775円を調達し、そのうち594,000,000円を第１棟目となる沖縄のホテル買取り等の資金に充当しましたが、今後の事業戦略、安定的な収益基盤の構築等を考え、沖縄のホテルを所有する当社連結子会社であるチューン那覇匿名組合に対する出資比率を100％とすること、浅草ではホテルの建物及び用地を取得する旨の不動産売買協定書を締結しており、今後も、日本国内の政令指定都市等においてホテル取得を進めることを予定し、ホテル運営子会社の業務拡大を見込んでおり、更なるホテル事業の拡大を掲げております。装置産業であるホテル事業は長期に固定化する資金となるため、かかる性質の資金については、一部は借入で調達できるものの、一部は自己資本で調達することが望ましく、沖縄のホテルの買取り等に際しては、第１回ライツ・オファリングで調達した自己資本に加えて借入による調達を行っており、これと同様に、浅草でのホテルの建物及び用地の取得等の費用並びに今後のホテル取得等に係る費用についても、借入と自己資本の組み合わせで調達することとしており、これに応じた自己資金を調達する必要があります。次に、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、株主の皆様に本新株予約権を行使して頂くことにより資金調達が可能となるものであることから、当社の業績動向、財務状況、直近の株価動向等、並びに既存の株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性（株主の皆様に本新株予約権を行使いただけるよう、時価を下回る行使価額を設定しております。）等を勘案して決定いたしました。

その結果、本新株予約権無償割当てにおいては、当社を除く既存株主の全てに対して当

社普通株式１株につき本新株予約権１個を割り当て、本新株予約権の行使により当社普通株式１株が交付されるものとし、本新株予約権の１個あたりの行使価額を１株あたり40円に設定いたしました。

上記のとおり、当社グループは、第１回ライツ・オファリングにより調達した資金の一部でホテル事業の第１棟目となる那覇（沖縄）にホテルを開業し、更なるホテル事業拡大を掲げて、既に公表しております浅草（東京）の物件をはじめとする、政令指定都市への積極的な進出を目指しております。そして、ホテル事業の拡大に伴い、当社連結子会社であるホテル運営会社の人件費や一般管理費の増加や当社としての支出等も見込まれております。これら現在の事業計画及び資金計画を踏まえ、現在の当社普通株式の状況等を勘案し、本新株予約権の行使価額40円とした場合には、本新株予約権が全て行使された場合の総額が約2,200,000,000円となり、現在当社が検討する事業計画及び資金計画に見合った価格であると判断し、本新株予約権の行使価額を40円といたしました。

本新株予約権の行使価額である40円は、本新株予約権の発行決議日の直前の営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値77円に対して51.94％、当該直前営業日から遡ること１ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値82.95円（以下「１ヶ月平均値」といいます。）に対して48.22％、３ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値102.27円（以下「３ヶ月平均値」といいます。）に対して39.11％、６ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値132.88円（以下「６ヶ月平均値」といいます。）に対して30.10％となっております。

以上のとおり、本新株予約権の行使価額は、直近時価、１ヶ月平均値、３ヶ月平均値及び６ヶ月平均値と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。

本新株予約権無償割当ては当社グループの企業価値、引いては株式価値の向上を目的として実施するものであり、希薄化への影響に対する配慮として既存株主への新株予約権無償割当ての方法によることとし、ホテル事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方にも幅広く行使して頂きやすくし、行使されない場合であっても市場における売買を可能とする上場型の新株予約権とすることにより、既存株主の皆様が経済的な不利益を被らないための配慮もなされていること等を総合的に勘案して発行条件を決定しており、本新株予約権無償割当ての発行条件は合理的であると考えております。

なお、第１回ライツ・オファリングの行使価額である25円は、第１回新株予約権の発行決議日である平成25年４月12日の前日である平成25年４月11日の当社普通株式の普通取引終値である425円に対して5.88％、平成25年４月11日から遡る過去１か月間（平成25年３月11日から平成25年４月11日まで）の本株式分割（平成25年３月１日を効力発生日として普通株式１株を100株とする株式分割をいいます。以下同じ。）を考慮した普

通取引終値の単純平均値356.3円に対して7.02%、平成25年４月11日から遡る過去３か月間（平成25年１月10日から平成25年４月11日まで）の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値272.54円に対して9.7%、平成25年４月11日から遡る過去６か月間（平成24年10月10日から平成25年４月11日まで）の本株式分割を考慮した普通取引終値の単純平均値172.48円に対して14.49%でありました。

上記のとおり、第１回ライツ・オファリングの行使価額を市場における株価と比較した場合、本新株予約権の行使価額は相当程度ディスカウントされておりました。

当社の平成25年９月期における当社の株価は、平成24年10月９日に3,740円（本株式分割後に換算すると、37.4円）を最安値として、平成25年２月28日には669円（本株式分割後）を最高値としており、その間、約５か月弱の間に株価が約17.9倍となる等、株価の騰落及び変動率は著しく大きい状況にありました。特に、本株式分割に係る基準日の公表日後、本株式分割の効力発生日までの間には、証券取引所の定める値幅制限の上限までの株価上昇が13回、値幅制限の下限までの株価下落が３回生じる等の状況でありました。

そして、第１回新株予約権の発行決議日である平成 25 年４月 12 日当社取締役会決議時点において、日本国内で公表されていた他社におけるノンコミットメント型のライツ・オファリング事例と同じ程度（他社の発行決議日直前取引日における当該他社普通株式の普通取引の終値の 55%前後）の割引率により第１回新株予約権の行使価額を設定した場合には、当社株価の急激な騰落及び変動率の大きさから、既存株主の皆様が第１回新株予約権の行使を行いにくい状況でありました。

第１回ライツ・オファリングは、新規事業開始に伴う資金調達により、新規事業の開始による企業価値上昇の恩恵を個人株主を中心とする既存株主の方々にも幅広く享受していただきやすい制度設計であるべきとの考え方により、直近の当社普通株式の普通取引の終値に比して相当程度ディスカウントを行うべきであるとの判断に至り、その時点における事業上の必要資金と行使可能性等を勘案した結果として第１回新株予約権の行使価額は 25 円（平成 25 年４月 11 日の終値 425 円に対して 5.88%）といたしました。

５．RPH 社の動向

当社は、RPH社との間で次のとおり、事業上・人事上・財務上の関係を有しております。

①上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、当社は、RPH社との間で、平成25年４月８日付で業務提携に関する基本合意書を締結し、RPH社及びRED Planet Hotels Limitedが展開するリミテッドサービスホテルの運営に係るノウハウの提供を受け、日本におけるリミテッドサービスホテルの運営事業を実施すること、RPH社が所属するグループの一員であるIQdeal社が東南アジアで展開するEコマースを通じたオンラインによる小売事業に当社グループのアーティストのグッズ等を供給することを合意しました。

②上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、当社は、RPH社と連携を強化するため、Red Planetグループ社に対して当社への役員の派遣を要請した結果、取締役２名、監査役1名の推薦があり、平成25年４月24日開催の臨時株主総会の承認を経て、同日、RPH社の完全親会社であるRed Planet Hotels Limitedの会長であるSimon Gerovich（サイモン・ゲロヴィッチ）及び取締役CEOであるTimothy Hansing（ティモシー・ハンシング）が当社取締役に、Red Planet Hotels LimitedのCFOがEwan Patrick（ユーアン・パトリック）が当社社外監査役に、それぞれ就任しております（当社取締役全５名のうち２名がRPH関係者、当社監査役全３名のうち１名がRPH社の関係者)。

③上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、上記①の基本合意書を踏まえ、第１回ライツ・オファリングで調達した資金によりRED Planet Hotels Limitedの仕様に沿った「チューンホテル那覇　沖縄」を平成25年８月12日に開業しております。

④上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、当社連結子会社であるリミテッドサービスホテルの運営会社である「株式会社フォンツ・コアファンクション」につき、RPH社の「Tune（チューン)」ブランドの名称でリミテッドホテルサービスを運営するRed Planetグループのノウハウを活かした事業拡大を図り、その役割を明確にするため、その商号を、平成25年８月12日、「株式会社レッド・プラネット・ホテルズ・ジャパン」（以下「ホテル運営子会社」といいます。）に変更しました。

⑤上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、上記①の基本合意書を踏まえ、RED Planet Hotels Limitedの仕様に沿ったリミテッドサービスホテルを浅草に平成27年６月下旬に開業することを予定しております。

⑥上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、上記③の沖縄及び上記⑤の浅草以外にも、東京、横浜、名古屋、大阪、福岡、札幌等の政令指定都市等で上記①の基本合意書を踏まえ、RED Planet Hotels Limitedの仕様に沿ったリミテッドサービスホテルの開業を計画しており、これらと上記⑤の浅草のリミテッドサービスホテルの開業と併せて、ホテル運営子会社の強化を図る方針です。

⑦上記「２．（１）(iii)」に記載のとおり、特に当社グループによるリミテッドサービスホテルの今後の展開について、RPH社との業務提携及びRPH社からの財務的な支援を前提に、事業計画及び資金計画を策定し、平成25年10月９日に公表しております。

このように、当社は、平成 25 年 10 月９日現在当社の総議決権に対する議決権割合 34.98％（19,240,000 株）を所有している RPH 社と業務提携を合意した上で、リミテッドサービスホテルの運営事業や E コマース事業を行うべく共同して事業を行っており、さらに RPH 社から役員派遣を受け、財務上の支援を受けるなど、強い提携関係にあり、RPH 社は緊密な情報共有を行っています。こうした状況で、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、RPH 社は、本新株予約権無償割当てによって割当てられる本新株予約権の全てを行使する旨を当社に対し通知しております。具体的には、RPH 社は、①本新株予約権の行使期間に、同社が有する本新株予約権の全てを行使する意向を有していること、②

同社が本新株予約権を行使する場合は、行使する本新株予約権の数及び行使の時期を、当社に対して書面により通知すること、及び、③本日現在、同社が割当てを受ける予定の本新株予約権の行使に係る払込みに必要となる金額に足る十分な手元資金を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

また、RPH社は、当社との連携を深めるため、市場内で本新株予約権を取得し、これを行使することにより、当社の親会社となる意向を有しているとのことです。具体的には、RPH社は、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させるため、本新株予約権が金融商品取引所の開設する市場に上場している間に、当該市場の状況を勘案の上、同社の投資方針に合致する範囲で、当社の総株主の議決権数に対する議決権割合を増加させ、市場の状況によっては親会社となる可能性も視野に入れた形で、本新株予約権を追加取得し、行使する意向を有していることを、当社に対して書面により通知しております。

なお、RPH社は、上記と同様に、第１回ライツ・オファリングにおいても、割り当てられた新株予約権の行使と市場の状況を勘案した新株予約権の買付けと買い付けた新株予約権の行使の方針を示していましたが、第１回ライツ・オファリングの終了時の当社の総議決権に対する議決権割合は34.98％（19,240,000株）であり、親会社ではなく、主要株主である筆頭株主となっております。従って、第２回ライツ・オファリングの終了時においても、市場の状況を踏まえたRPH社の判断によって親会社とならない可能性もあります。

６．今後の見通し

第２回ライツ・オファリングが、平成26年９月期の業績に与える影響につきましては、現在精査中でありますが、判明次第速やかにお知らせいたします。

７．ライツ・オファリングの日程

日程	内容
平成25年10月９日（水）	取締役会決議 有価証券届出書提出
平成25年10月17日（木）	有価証券届出書による届出の効力発生日（予定）
平成25年10月21日（月）	本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成25年10月22日（火）	本新株予約権無償割当の効力発生日 本新株予約権上場日（予定）（東京証券取引所より後日発表）
平成25年11月11日（月）	本新株予約権の株主割当通知書の送付日（予定）
平成25年11月28日（木）から平成25年12月20日	本新株予約権行使期間

（金）まで	
平成25年12月16日（月）	本新株予約権上場廃止日（予定）（東京証券取引所より後日発表）

（注）平成25年９月期に係る当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）は、平成25年12月25日（水）頃を予定しておりますが、これに係る議決権の基準日は当社定款第15条の規定により、平成25年９月30日でございます。本定時株主総会に関し、会社法第124条第4項の規定による基準日後に株式を取得した者への議決権付与は予定しておらず、本新株予約権の行使により交付される株式には本定時株主総会における議決権はございませんので、ご留意下さい。

８．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するための情報

（１）潜在株式による希薄化情報等

平成25年10月９日現在における当社の発行済株式数は55,058,351株であり、そのうち当社の保有する自己株式は50,100株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は55,008,251株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は99.9％となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割当てられるため（平成25年10月21日（月）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主様につきましては、平成25年11月12日（火）頃に、本新株予約権割当に関する通知書が、各株主様がお取引の証券会社様にご登録頂いている住所宛てに届く予定です。）、割当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する持分比率の希薄化は生じないことになります。なお、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場で売却することにより当該希薄化により生じる不利益の全部または一部を補う機会が得られることが期待されます。

但し、割当てられた本新株予約権の一部または全部につき行使を行わなかった場合、さらに、東京証券取引所等で本新株予約権の売却を行わなかった場合につきましては、当該持分比率について希薄化が生じる可能性がありますのでご注意ください。

（２）発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年10月９日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	55,058,351	100％
現時点における潜在株式数	―	―
現時点における自己株式数	50,100	0.1％
本新株予約権に係る潜在株式数	55,008,251	99.9％

※本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

（３）各株主様のお取引について

本新株予約権が割当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社株式の取得若しくは東京証券取引所等を通じた売却の何れかの方法がございます。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させて頂くこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、平成23年９月16日金融庁公表の「開示制度ワーキング・グループ　法制専門研究会報告～ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を踏まえて、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしましたが、当社と致しましては、（ⅰ）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要があり得る特定外国の当局、例えば、米国証券取引委員会に対する登録等の手続きを行う場合は、当該国の会計基準に基づく財務諸表を作成し監査を受け、かつ当該国の言語で開示書類を作成する必要があるなど、その費用及び時間が極めて大きな負担となります。（ⅱ）本新株予約権無償割当てにおいては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れます。さらに、(ⅲ)米国証券法以外の海外の法制についても網羅的に確認することは極めて困難であり、そのような確認は円滑な資金調達に支障を来たす結果となる一方、米国以外の外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関して外国の法令に基づく規制が課せられない場合は、そのことを自ら証する資料を提供することにより行使可能となります。以上に鑑み、また、本新株予約権無償割当てにおける外国居住株主様の行使の制限は上記報告書に沿った内容となっていることも勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。

なお、かかる検討に際しては、橋元綜合法律事務所（東京都中央区　弁護士　鈴木道夫氏）より、本新株予約権無償割当てにおける外国居住株主による新株予約権の行使制限は日本法上も適法であると考えられる旨の法律意見書を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から７営業日前までに、当該権利行使にかかる株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供頂き、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認出来た場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせて頂く場

合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行って頂くこととなります。

本新株予約権無償割当てについて例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（050-5835-0966）までお電話で相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て､行使､売買について何らかの制約がある可能性はございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

（４）本新株予約権の買付け希望の投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される投資家様につきましては、まずは各自でお取引先証券会社までお問い合わせください。お取引先証券会社で本新株予約権買付けに係る取次業務を受け付けていない場合には、当該業務を受け付けている他の証券会社に新たに口座を開設し、お取引をしていただく必要があります。

また、本新株予約権の買付けの取扱いを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させて頂く予定でございます。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

（１）最近３年間の業績

回次	平成22年８月期	平成23年８月期	平成24年８月期
売上高　（千円）	1,620,119	2,292,554	2,023,727
経常利益　（千円）	△440,749	194,532	37,333
当期純利益　（千円）	△313,861	185,151	37,981
包括利益　（千円）	―	185,151	35,744
純資産額　（千円）	△132,598	257,424	295,618
総資産額　（千円）	628,261	1,289,921	936,120
１株当たり純資産額（円）	△818.65	324.45	558.95
１株当たり当期純利益（円）	△2,170.90	744.73	136.92

※当社は、平成25年３月１日を効力発生日として、普通株式１株につき100株の株式分割を実施しております。

（２）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当によるＡ種優先株式発行

割当日	平成22年３月16日
調達資金の額	62,488,026円
募集時における発行済株式数	130,079株

当該募集による潜在株式数	32,394株
割当先	アイシス・パートナーズ株式会社
現時点における行使状況	32,394株
現時点における潜在株式数	０株
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年３月～８月
現時点における充当状況	平成22年８月期の運転資金へ充当

②第三者割当によるＡ種優先株式発行

割当日	平成22年12月１日
調達資金の額	204,872,275円
募集時における発行済株式数	162,473株
当該募集による潜在株式数	115,421株
割当先	アイシス・パートナーズ株式会社
現時点における行使状況	115,421株
現時点における潜在株式数	０株
発行時における当初の資金使途	運転資金
発行時における支出予定時期	平成22年12月～平成23年５月
現時点における充当状況	平成23年８月期の運転資金へ充当

③第１回ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）

新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権１個あたり、当社普通株式１株
新株予約権の権利行使期間	平成25年６月７日～平成25年６月28日まで
行使予約権個数	27,268,951個
行使による払込金額の総額	681,723,775円
支出予定時期	平成25年７月～12月
現時点における充当状況	当社による合同会社（SPC）に対する出資により生じた当社の運転資金の不足への充当及びRPH社のSPCに対する出資持分の買取（これら出資に係る資金をSPCは既存ホテル購入資金（沖縄県）、改装費及びホテル事業に対する一般管理費に充当）に594,000,000円を充当しております。

（３）最近の株価の状況

①過去３年間の状況（期末）

	平成20年８月期	平成21年８月期	平成22年８月期	平成23年８月期	平成24年８月期
最高（円）	17,650	12,000	3,550	12,620	11,000
最低（円）	6,170	1,730	1,372	1,450	3,765

②最近６カ月の状況

	平成25年４月	平成25年５月	平成25年６月	平成25年７月	平成25年８月	平成25年９月
最高（円）	291	245	159	196	119	95
最低（円）	153	144	93	103	80	76
終値（円）	251	151	102	110	81	84

(注)平成25年4月25日から、第１回ライツ・オファリングに係る権利落ちが反映されております。

③発行決議日前営業日における株価

	平成25年10月８日
始値	76
高値	77
安値	71
終値	77

以上

※ご注意

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第２回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面並びに平成25年10月９日付提出の有価証券届出書(URL:http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)を熟読されたうえで、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。）。

この文書には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、この文書は、日本国外における証券の募集または購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うかまたは登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。

【ご参考】

第２回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称

株式会社フォンツ・ホールディングス第２回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

２．本新株予約権の割当ての方法

会社法第277条に規定する新株予約権無償割当ての方法により、平成25年10月21日（以下「株主確定日」という。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）

３．本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社自己株式数を控除した数とする。

４．本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年10月22日

５．本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個あたりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式１株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、40円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成25年11月28日から平成25年12月20日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

６．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

７．本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内１－４－１

三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

８．本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社　本店営業部

９．本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同じ）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。

(2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10．外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の７営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11．振替機関

株式会社証券保管振替機構